

議案第 28 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 26 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、提案するものであります。

## 専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和31年調布市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「加算した額」を「加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」に改める。

附則第6項及び第7項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に「得た額）」を「得た額。以下この項において同じ。）」に、「得た額を」を「得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を」に改める。

附則第12項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「加算した額」を「加算した額（令和3年度分の都市

計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」に改める。

附則第13項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第16項中「第13項，第18項から第22項まで，第24項，第25項，第29項，第33項，第37項から第39項まで，第42項から第44項まで，第47項若しくは第48項」を「第10項，第15項から第19項まで，第21項，第22項，第26項，第29項，第33項から第35項まで，第37項から第39項まで，第42項若しくは第43項」に改める。

附則第18項中「平成30年法律第3号）附則第22条」を「令和3年法律第7号）附則第14条」に，「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市都市計画税賦課徴収条例の規定は，令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和2年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。